

日本医療安全推進学会による学会認定の「医薬品安全高度専門家」資格制度について

本資格は医薬品安全管理業務を含みます。

(概要) 下記の全科目を受講し、当該認定試験に合格した日本医療安全推進学会の会員へ認定証を交付する。
本制度は2022年11月より実施する。

(目的) 医薬品安全に特化した高度な資格制度によって医薬品安全高度専門家を育成し、医療安全文化をより高度にする。

(対象者) 臨床現場経験年数が10年以上有する全国の薬剤師で、かつ日本医療安全推進学会の会員。

(受講科目)

(科目名)	(授業形式)	(実施日数)	認定試験の有無	備考
医療安全概論*	講義	連続する2日間	無	
医療安全基礎講座*	講義	連続する3日間	無	
医薬品安全管理研修会	講義	連続する2日間	無	
医療安全教育セミナー (事故原因分析編: ヒューマンファクターと リスクアセスメント)	講義/実習	連続する3日間	無	
臨床安全コミュニケーター(基礎編)	講義/実習	連続する2日間	有	
臨床安全コミュニケーター(クライシス編)*	講義/実習	連続する2日間	有	
医療安全のための相談・コンサルテーション 講習会*	講義/実習	連続する2日間	有	
医療安全情報処理教育セミナー*	講義/実習	連続する2日間	有	
チーム医療研修会	講義/実習	連続する2日間	有	

・全科目を国際医療リスクマネジメント学会が主催し、日本医療安全推進学会は後援団体。

*「高度医薬品安全推進者制度」の科目に追加

(「学会認定の医薬品安全高度専門家」資格の取得要件)

- ・臨床現場経験年数が10年以上有することを証明する書類を提出すること。
- ・資格申請者は日本医療安全推進学会の会員であること。
- ・「学会認定の医薬品安全高度専門家」資格制度の全科目を3年以内に取得すること。
- ・「学会認定の医薬品安全高度専門家」資格を希望する者は、すべての認定合格証をそろえて日本医療安全推進学会へ申請する。
- ・認定試験を行わない科目では、その受講終了証を以て認定合格書証の代わりとする。
- ・本資格申請時に申請費(1万円)を納付する。
- ・合格者へ資格認定書を発行します。

(「学会認定の医薬品安全高度専門家」資格の再認定の取得要件)

- ・資格認定の有効期間は資格取得後の5年間とする。
- ・再認定を希望する場合は、過去5年間にわたる日本医療安全推進学会学術総会参加証の写しを提出し、かつ医薬品安全活動歴の概要レポートを提出する。
- ・再認定には、過去5年間にわたる日本医療安全推進学会学術総会参加証の写しを提出し、かつ医療安全活動歴の概要レポートを提出する。
- ・再認定の際には新たな科目を追加する場合がある。
- ・再認定時には申請費(1万円)を納付する。
- ・合格者へ資格認定書を発行します。

(「学会認定の医薬品安全高度専門家」資格の申請方法)

A) 申請に必要な資料書類(原本の場合はその写し)を用意する。

B) 申請費を下記口座へ振り込む。

銀行支店名: 三菱UFJ銀行 本郷支店

イッパンシャダンハウジン イリョウアンゼンスイシンキコウ

口座名義: 一般社団法人 医療安全推進機構

口座番号: 普通 0328852

C) A)の資料と B)の振込控えを以下へ郵送する。

〒113-0033 東京都文京区本郷 4-7-12-102

一般社団法人 医療安全推進機構内

日本医療安全推進学会

以上